

# 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律 の一部を改正する法律案について

令和 8 年 3 月  
総務省  
郵政行政部

## 経緯

- 令和6年10月に郵便料金の値上げを行ったものの、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通し。これを踏まえ、郵便事業の安定的な提供を確保する観点から情報通信審議会において検討を実施。
- 検討の結果を取りまとめた答申(令和7年7月31日情報通信審議会)において示された方向性等を踏まえ、郵便料金制度の見直しに係る郵便法等の一部改正案を今国会に提出。

## 改正の概要

### 郵便料金に求められる一般的要件の緩和

(郵便法第3条関係)

#### 【現状と課題】

- 郵便料金に求められる一般的要件として、「郵便事業における収支相償」を規定
- (※)郵便法(昭和22年法律第165号)第3条  
郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。
- 郵便事業の継続的な赤字が見込まれる場合、制度上さらなる値上げが必要となるが、このような硬直的な仕組みでは、かえって収支の悪化につながるおそれ

「郵便事業における収支相償」の規定を緩和し、郵便事業以外の事業の収支の状況も勘案して郵便料金を設定することを許容する。

### 定形郵便物の料金の上限額に係る規制の見直し

(郵便法第67条第2項～第4項関係)

#### 【現状と課題】

- 定形郵便物の料金の上限額を総務省令により定めており、日本郵便による主体的・機動的な料金改定が困難な状況
- (※)郵便法(昭和22年法律第165号)第67条第2項第3号  
定形郵便物…の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

定形郵便物の料金の上限額を日本郵便の申請に基づき総務大臣が認可する制度に見直し、主体的・機動的な郵便料金の改定を可能とする。

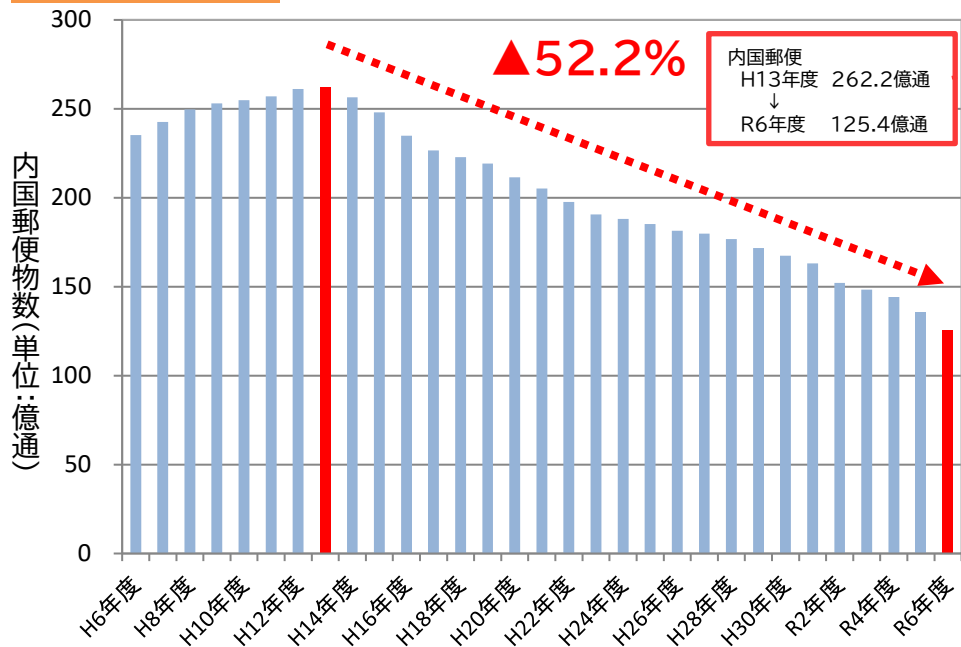
※定形郵便物に相当する信書便物の料金の上限額も同様の制度に改正(信書便法の一部改正)

## 施行日

- 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

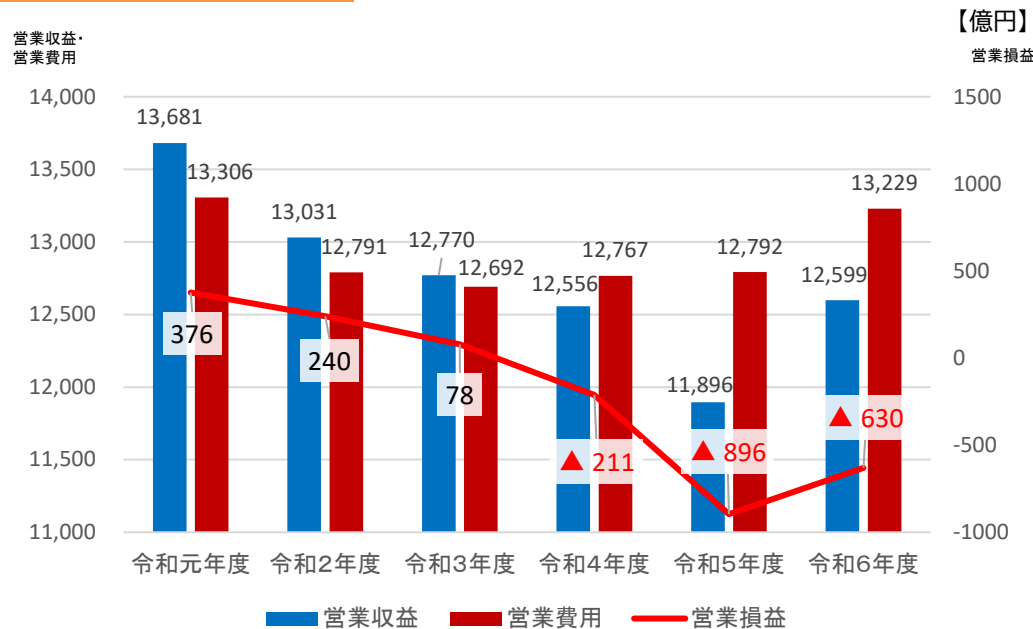
# 郵便・物流事業の経営状況

## 郵便物数の推移

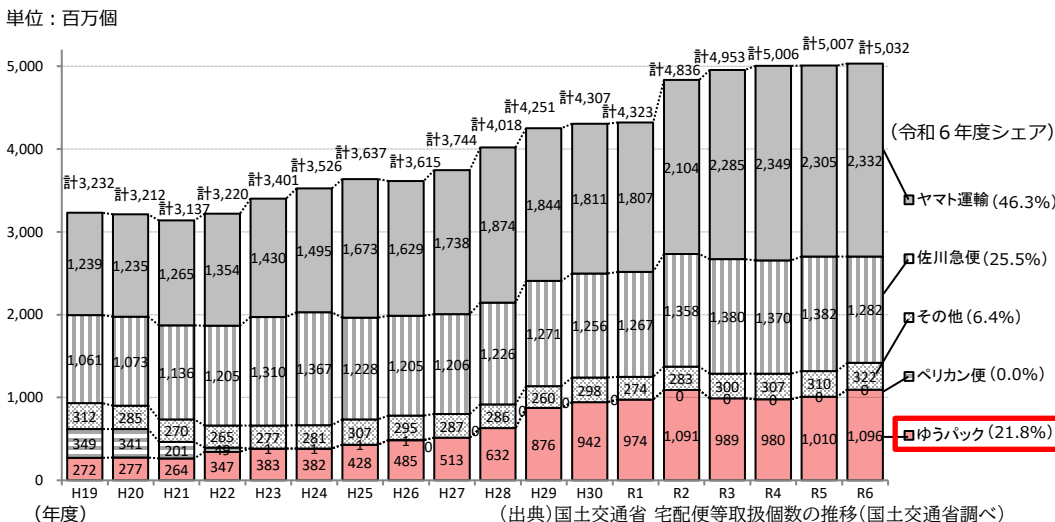


(出典) 令和6年7月24日 第1回郵便料金政策委員会 事務局説明資料を一部加工

## 郵便事業の収支の推移



## 宅配便市場における物数の推移



## 物流事業の収支の推移

